

王爺の嚴罰

も角も、表面上頗る平和なりとす。想ふに此の如きは、漢人の少きと、商農の實權は、一に纏頭の爲めに奪はれ、纏頭は又王爺(哈密親王)の嚴罰に畏縮するに因るならんか。蓋し王爺の嚴罰とは、小過は五尺の棒を以て打ち、大過は暗室に投じ、尙ほ甚しきは流刑即ち數百清里外なる沙漠中、牧畜の苦役に服せしめ、尙ほ一層甚しきは死罪に處すと云ふ。聞く王爺所有の羊は、其の數約十五萬頭の多きに達し、主に流刑の徒を用ひて牧養せしむと。

行政

此地哈密廳を置き、長官として通判(同知を置くの制規なりし)在任す。一巡檢ありて之を輔け、其の下各部落に郷約(我村長)を設く。官は諸事を郷約に命じ、又凡て郷約を経て稟告す。通判及巡檢は、二年毎に交代し、郷約は人民の選舉に係り、其の成績の良否に依りて、一年二年若くは五年と勤續し、豫め一定の交代期なきに似たり。

租稅

租稅は穀類を以てし、概ね一畝地一斗三升の麥を課し、其の收納期は一年一回即ち十月一日以降、部落毎に郷約之を集めて、更に衙倉に納む。斯くして收納せし穀物は、兵營の需に應じ、餘は天災地變に備ふると稱するも、其の十分の二は地方官の手に入るものゝ如し。郷約は報酬として所管民家より一年平均五升の穀類を徵